

第 2 9 回議会運営委員会記録

平成 3 0 年 1 2 月 1 9 日

【開催日】 平成30年12月19日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時～午後2時26分

【出席委員】

| | | | |
|-----|--------|------|--------|
| 委員長 | 大井 淳一朗 | 副委員長 | 笹木 慶之 |
| 委員 | 奥 良 秀 | 委員 | 河崎 平 男 |
| 委員 | 河野 朋 子 | 委員 | 高松 秀 樹 |

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

| | | | |
|------|--------|-----|--------|
| 議長 | 小野 泰 | 副議長 | 矢田 松 夫 |
| 傍聴議員 | 山田 伸 幸 | | |

【事務局出席者】

| | | | |
|------|--------|---------|--------|
| 事務局長 | 中村 聡 | 議会事務局次長 | 石田 隆 |
| 議事係長 | 中村 潤之介 | 議事係主任 | 原川 寛 子 |

【付議事項】

- 1 陳情・要望書について
- 2 山陽小野田市議会議員政治倫理条例の改正について

午後1時 開会

大井淳一朗委員長 それでは、ただいまより第29回議会運営委員会を開会いたします。お手元にあります付議事項に従って進めてまいりますので、委員会運営に御協力のほど、よろしく願いいたします。まず、第1点目、陳情・要望書についてです。議会運営委員会担当分といたしまして、二つの要望書等が出ております。まず代替税源なき車体課税の減税要求に対して自動車税の根幹堅持等を求める要望活動についてですが、実はこちらにつきましても、既に要望等を全国市議会議長会のほうで働き掛

けられて、一定の成果が得られております。したがって、これについて私たちが議論する時期を逸しているなというふうに考えております。ただ、このことにつきまして、今後の議会活動におかれまして、この辺りの問題意識等を皆さんのほうで目を通していただけてまた何かできることがあれば提示していただければと思います。それでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）はいそのようにさせていただきます。もう一つの要望です。これにつきましては、山陽小野田市議会議場に国旗の掲揚を要望ということです。短いので案文だけ読み上げます。「山口県山陽小野田市議会議場に国旗の掲揚を要望というタイトルです。山口県内の13市内で議場に国旗が掲揚されていないのは当市だけとの情報ももらいました。平成25年にも当市議会で話題になったとのことです。各市では、国旗、市旗が議場に掲揚されていることから、当市でも関係各位で話をされれば容易に実現することと存じ上げます。標記要望の実現を切にお願い申し上げます。」ということ。これにつきまして、平成25年というのは、当時国旗の掲揚を求める請願が出されたところ。これに対して国旗を掲げないでほしいという請願が出て、両方の立場の参考人をお呼びして議論したところ。そのときは継続審議となり、そのまま改選を経たということで廃案となったというのが現状です。これについて、皆様の会派に持ち帰ってお考え等を聞いておられると思いますので、それぞれの考えを述べていただきたいんですが、まず前提といたしまして、この山陽小野田市議会に限らないんですが議場に国旗を掲揚するのが誰かと。どなたに権限があるかということを確認したいと思いますが、事務局よろしいでしょうか。

中村議会事務局長 議場に国旗を掲揚する権限ですが、一般的に言われておりますのが、これは議場の管理・運営に関する事項ということになりますので、地方自治法の第104条に規定いたします議長の事務統理権に基づくものということで、議長にその権限があるというのが一般的な考え方です。以上です。

大井淳一郎委員長　ただいまありましたように、議長の事務統理権ということですが、ただ、議長といたしましても自分が判断する際に議会運営委員会の委員の皆さんの意見をお伺いするのが良いのではないかという御判断の下、今回の委員会となっていると考えますので、私たちの議論を踏まえて議長が判断されることと思います。これにつきまして、皆様それぞれお一人お一人のお考えをお聞きしていきたいと思っております。恐れ入りますが、高松委員のほうからよろしく願います。

高松秀樹委員　要望を読んでみて、過去にも議運で同じような議論をした覚えがあります。恐らくその議論の繰り返しになると思いますが、新政会は議場に国旗の掲揚をすることについて賛成ということですが、根拠はいろいろあるんですが、まず大きく一つは、いわゆる国旗国歌法が制定されて法の根拠ができたということ。そして、国旗というのは国の象徴であって、もちろん大切にされ尊重されなければならないこと。議会というのはこの日本の自治体の議事機関であって、その議事機関の議場に、議場というのは国民、市民のために議論する場であるということ、そして議会活動の中心であるということ踏まえて、国旗を掲揚すべきだという結論に達しております。以上です。

河野朋子委員　市民ネットでは、この件について話し合ったところ、国旗の掲揚について特段の必要性というかその辺りの必要性がないということで、議場に掲揚することについては特に必要ないのではないかという意見でまとまりました。むしろ、市の象徴である、あるいは今回ロゴマークと似たものを掲揚して市の一体感を図るとか、そういったことも考えられるのではないかといった意見で、国旗については全員そういった考えということでまとまりました。以上です。

河崎平男委員　明政会については、まだ議論はしておりません。しかし、以前の会ときには、議場には日本国旗、市民の代表たる者が出ていながら議論するんだから、国旗は掲揚したほうがいいんじゃないかということ

で、掲揚は賛成となっております。高松委員と一緒に話させて
いただいたところです。以上です。

奥良秀委員 新風会のほうで話し合った結果は、国旗の掲揚は賛成というこ
とでまとまりました。理由としましては、高松委員が言われたことが主だ
と思いますので、それ以上ありません。以上です。

笹木慶之副委員長 新誠風ですが、私どもの議員の中からもう既に過去にそう
いうことを言っておられた方もおられました。その背景は、先ほど来か
ら出ている皆さん方の考えと一緒にですが、特に国旗国歌法の関係あるい
は国民であるとかあるいは地方自治というその根底を考えたときに、や
はりそういった背景を持った中での議論と言いますか運営が望ましいん
ではないかということで、今回の要望書についてはその意を持って接し
たいと、賛成ということであります。

大井淳一郎委員長 みらい21も、私はもともと平成25年時は紹介議員だっ
たりしたこともあります。国旗掲揚については賛成の立場です。根拠に
つきましては、高松委員が言われたことと、それに加えてよく言われる
のが議場に国旗を掲揚することによって、それが押し付けになるのでは
ないかということもありますけれども、私は思うに議会人は国旗が掲揚
されていることをもって、例えば議会の議員のとしての発言が抑制され
るとか何か圧迫感があるとか、僕はそれはあり得ないしあってはならな
いと思っております。現に他市の議会におきましても、国旗がほとんど
掲揚されておりますが、国旗掲揚に反対の立場の議員も含めてしっかりと
議論されていることから、私はその国旗の掲揚は押し付けにはならな
いというふうに考えております。その立場をほかの会派のメンバーに伝
えたところ、私の考えに賛同してくれたということです。以上です。そ
のように、市民ネットの河野委員以外は国旗掲揚について賛成の立場と
いうことですが、河野委員、今の意見を聞かれてどのようにお考えでし
ょうか。なかなか難しい、考えを変えることはないということでしょう

けれど、一応改めて聞こうと思います。

河野朋子委員 会派として話し合った結果なので、ここで聞いてそうですねっというわけにもいきませんし、もちろんその権限が議長にあるということはやっぱ議会の総意をもってそういったことは判断されるべきだと思いますので、私のほうとしては先ほど申し上げたような、国旗を掲揚することによってどういった、むしろその掲揚する必要性というものが感じられないというところでは話合いの中で一致しておりますので、今この中でお話しを聞いた中でそれをまた持ち帰って必要性がこうというふうに私自身もちょっと説得力はどうかというのを感じておりますが、それ以上申し上げることがちょっとできませんので、そういうことです。

大井淳一郎委員長 河野委員へ確認ですけれど、国旗国歌法に定められている日の丸は、これは国旗であることは認めていらっしゃるということでしょうか。一応確認です。（「はい」と呼ぶ者あり）それは認めていらっしゃるということで、ただ、それをわざわざ議場に付ける必要性があるんかってことは、そのとおりです、それはもちろん御意見なんです。さて、どうしましょうということなんですけれども。議運なんで議論しましょう。

高松秀樹委員 うちの会派で更に国旗もそうなんですけど、郷土に対して敬意を払ったり大切な心を養うためにも、市旗も国旗と同様に議場に掲揚することを望むという意見がありました。以上です。

大井淳一郎委員長 ほかの委員の方の御意見も求めます。これは議運ですので、議案とかでない限り全会一致に向けて議論していく場です。それぞれ会派あるいは個人の立場で言われたと思いますので、今日はその辺の表明をされたということにとどめて、また閉会中に議会運営委員会が開かれますので、その中でできるならば議論するか、あるいはもう議長がそれ

でいいよと言われてれば切るなり、その辺はまた相談させていただきたい
と思います。

高松秀樹委員 今、河野委員のところが必要ないんじゃないかというところ
ですけど、理由を聞くと掲揚の必要性はないんじゃないかということで
国旗の掲揚は要らないというふうな話だったんですが、過去の議論は必
要性がないというところではなくて、そもそも何というかいろんな根拠
があって、国旗を掲揚することはまかりならぬという議論がありました。
そういう議論の中で必要性がないという程度だったら掲揚されてもいい
んですよねっていうふうにもなりますので、是非会派の中でその論拠
をきっちり確立していただいて、せっかくの議運の場ですのでその中で
議論しながら今後の方向性を構築して行ったほうがいいかなという気は
しています。

大井淳一朗委員長 今日の議論を踏まえて皆さんそれぞれ持ち帰っていただい
て、次の機会につなげていきたいと思います。それではこの国旗掲揚に
ついては以上といたします。続きまして付議事項2点目です。山陽小野
田市議会政治倫理条例の改正についてです。お手元というか前回配られ
た資料に従って、事務局のほうから政治倫理条例の改正について説明が
ありました。大きく分けて具体的に二つありまして、具体的措置という
ことと会議の公開の規定についてということです。これにつきまして、
具体的措置につきましては、案といたしましては2ページにありますよ
うに、本市の条例改正案といたしまして政治倫理基準違反の審査等とい
うことで具体的措置は第7条第5項で（1）議場における議長の注意、
（2）議場における謝罪文の朗読、（3）議員が就任している職で議長
が別に定める職の辞任勧告、（4）議員辞職勧告、この四つを具体的措
置として講ずるということといたしました。これに対して前回の議論で
は、高松委員のほうから地方自治法との整合性を図るためにも、この（3）
にあります職の辞任勧告あるいは議員辞職勧告については削除すべきで
はないかという意見がありました。それに対しましてそのほかの委員は

(1) から (4) まで定めたほうがいいのかというふうに意見が分かれておりましたので、まずこの点について議論をしたいと思えます。高松委員へ一つ確認なんですが、地方自治法との整合性とおっしゃいましたが、いま一度その辺を詳しく説明していただくと議論のために役立つと思えますのでよろしく願いいたします。

高松秀樹委員 地方自治法にたしか懲罰規定があったと思います。その懲罰規定があって、また倫理条例で新たに設ける必要がないというふうに思っております。さらにはこの(1)、(2)については、これは行われた倫理審査会の中で倫理審査会が議長への答申として上げていったのがこの2点なので、その答申を尊重する意味でも(3)、(4)の削除を求めるものです。

大井淳一郎委員長 今高松委員から地方自治法との整合性について説明をしていただきましたが、皆さんのほうでこのお考えを聞きたいんですが、その前に前回の議会運営委員会におきまして、明政会が当時結成されておりましたので、河崎委員の発言も聞いた上で議論したほうが良いと思えますので、河崎委員のこの倫理条例の具体的措置についてのお考えをお聞かせいただければと思います。よろしく願いいたします。

河崎平男委員 前回、政治倫理審査会の会長という役職を引き受けさせていただいて、そこでたくさんの議論がある中で、山陽小野田市議会議員政治倫理基準にのっとして、第7条の中で先ほどもありましたが、調査請求の適否、それから政治倫理基準に違反する行為の存否ということだけを審議というかやってきたんですが、そういった中でその処罰に関するものが入ってないということで議論もたくさん出たわけでありまして。そういった中で議員のバイブルでもあります議会基本条例がある中の一つ、これはやはり市民の負託を受けてやるということが第一条件でありますので、そういった違反した中で適否と違反する行為のみを審査するのではなくて、他の市議会においてどういうことになっているかということ

で審査した中で、そういった議員の辞職、市長が別に定める職の辞任勧告とか議員辞職勧告についてはほかのがありますので、最高の規範でありますものについては入れるべきではないかということで議長のほうに答申したところであります。大体そういうところではありますが、特にその3番目の議員が就任している職で議長が別に定める職の辞任勧告については、いろんな面であらかじめ該当委員は要職をやめられたということもありますし、これについては政治倫理の違反ということで入れるべきではないかという大半の委員の発言もあつたし大事なものではないかというふうに、入れるべきというふうには考えております。先ほど高松委員から、懲罰を、地方自治法の関係でもあるということではありますが、この政治倫理のことについても最後はやっぱり本会議の中でということになりますので、これはやっぱりあるべきではないかというふうに考えております。

大井淳一郎委員長 確認ですけれど（1）から（4）まで提案どおり入れたほうがいいんじゃないかというお考えでよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、地方自治法の懲罰の現状の確認ですが、地方自治法上の懲罰によって何ができるかということについて確認したいと思います。そちらで勧告とか。事務局が分かれば答えていただいたほうがいいので。

石田議会事務局次長 もう一度確認を。

大井淳一郎委員長 地方自治法上の懲罰で対応できるのではないかと高松委員が言われましたが、その懲罰によってどういった措置ができるんでしょうか。出席停止とかありますよね。地方自治法上の説明を。

石田議会事務局次長 地方自治法で定めのある懲罰の種類ということですが、地方自治法第135条にあります。四つありまして、第1号が公開の議場における戒告、第2号が公開の議場における陳謝、第3号が一定期間の出席停止、第4号が除名という四つの懲罰があります。懲罰の種類と

というのはその四つです。

大井淳一郎委員長 戒告と陳謝と出席停止と除名ですね。これが一応懲罰の具体的措置ということになります。このことと今回の具体的措置がかぶれば、言われるように削ったり削らないという話になるんですが、今の話を聞かれて見解というか、どう思われますか。除名と議員辞職勧告って厳密には異なると思うんです。ですから懲罰の規定との整合性は取れているのかなと思うんですが、もし間違い等あったら高松委員から御指摘いただけたらと。

高松秀樹委員 厳密に言えば、地方自治法は議会活動に関する懲罰規定なんです、実は。倫理条例はそれ以外のところも含めてなので、いわゆるかぶってるところがあるかって言われれば、ないことはないんですけども概ねちょっと別物というふうに僕も理解しています。私は、地方自治法との整合性はお尋ねしたのは、それを皆さんがどういうふうに認識されてるんですかという意味なんです。整合性を取れているという話ではないんです。私は、前回の議運で言ったのは、例えば3番、議員が就任している職で議長が別に定める職の辞任勧告というのは、これは議員自らが自分の進退については考えるべきであろうということ。4番の議員辞職勧告はこれは何ら拘束されませんよね。そういう意味からして、この部分は必要ないのではないのかと。拡大解釈をすれば地方自治法の懲罰規定の中でできる部分もあるはずなんです。いわゆる品位とかそういうことまで入ってくると、拡大解釈で対応ができるというふうに思っていて、倫理条例でこの3番、4番の規定まで設ける必要ないと言ったのがそういう理由です。

笹木慶之副委員長 基本的な考え方が、地方自治法で定められておる第135条、これは強制法なんです。法律で定められてこれに該当する場合には、先ほどあったように戒告、陳謝、出席停止、除名という。停止あるいは特に除名の場合には一定の手続が賛否要りますけれど、それはその類に値

するものに対してはこの法律が適用されると。ところが政治倫理条例というのはそれ以外のものなんですよね。それを補完するものとして議員たるものはこうあるべきだというその辺のところをきちっと定めた中で、お互いがその辺を守っていきましょうという倫理観の問題から入ってきているわけで、ただ、やはりこちらは法律で定められておりますが条例で求めているものというのは自らを律するという立場で、確かに高松委員が言われた自らという部分が非常にあるんですが、やはりそれを補完するものとしてこういった場合には、やはり職を退いてもらう、あるいはこういった場合にはあなたは大丈夫ですかという勧告が促されるというのが、やはり市民が求めている感覚ではないかなというふうに思います。したがって、私は決してダブるものではない、補完するものだと思っていますので、やはりそこは冷静に理解すべきじゃないかなと。これは私どもが置いている身の立ち所というか、その立場においてしっかり考えておくべきものじゃないかなというふうに私は思っています。付け加えるならば、先ほど河崎委員から話があったように、これまでの決まりごとについてはその部分が非常に明白でなかった、誤りであったということで疑義が生じたということもないとは言えませんので、したがってもちろんなくてもそういったものに照らし合わせながらやったということはあるんですが、それを明文化しておこうということの趣旨からすれば規定化しておくべきじゃないかなというふうに思います。

大井淳一郎委員長 今副委員長の意見に対して、皆さんのほうで。高松委員が言われるように、懲罰に当たるのは法令上の根拠ですので、その分と条例という倫理に反するものですから別物であるということもあろうかと思えます。ですから具体的措置についても段階も変わってくるのではないかなということもあろうかと思えます。その一方で、補完関係にあるという、なかなか僕も言っていて説明が難しい議論点ではありますけれども、(1)、(2)については争いがないと思うんですが、(3)、(4)ですね。倫理審査会にこの辞任勧告、辞職勧告まで認めていいのかということが一つの論点になろうかと思えます。ただ、勧告ですので強制力

はありません。それに応じてどうされるかは、その議員の個々の判断です。まあそれは新聞報道にもよく表れますが、辞職勧告を受けてもやめない議員は幾らでもいます。それは究極的には選挙で審判されるのが議員だと思っております。議会の出处進退は議員自身が決めるという一般論は皆さん理解できると思います。その一方で、このように具体的措置として辞職勧告まで認めたほうがいいんじゃないかという意見が出ておるんですが、これについて皆さんの意見等をお伺いしたいと思うんですが。高松委員、(3)と(4)、これは両方ともつけたほうがいいのか、例えば(4)って議員の辞職ですから、(3)に比べたらまだ重いなど。前回、倫理条例で少し問題になった議員も、審査会ではないんですが自らの職の辞任をされておりますので、(3)と(4)の両方必要ないという考えでしょうけれど、それについて何か妥協点があれば。

高松秀樹委員 (3)、(4)については、両方必要ないということ言っています。それは変わらないんですが、更に付け加えるとするとこの(3)、(4)について特に議員辞職勧告についてはこの条例の根拠がなくても、つまりここにうたわなくても議会の自浄作用として、これは十分こういう勧告ができるというふうに考えておりますので、わざわざ明文化する必要はないと思っています。

大井淳一郎委員長 (3)と(4)なんですが、確かに辞職勧告決議は議案の提出権等を使って辞職勧告決議という形でやっているところがあるかと思えます。それに対して議員の就任している職の辞任勧告というのは、決議でやったのは余り見たことないんですが、事務局に確認しますがこの別に定める職の辞任勧告とか議員辞職勧告というのは、地方自治法上どういった根拠でやられるんでしょうか。先ほどの懲罰とは違うと思うんですが、その辺を教えていただければと。

石田議会事務局次長 地方自治法上の根拠はありません。議会における事実行

為になろうかと認識しております。

大井淳一郎委員長 決議案ですから議員提出議案という形ではできないんですか。ちょっと僕の勉強不足かもしれませんが、どのような形で実務では辞職勧告決議案は出されているんですかね。その辺は分かりますか。

石田議会事務局次長 辞職勧告決議ということであれば、文書による決議案をどなたかの名前で出すという形になろうかと思えます。

大井淳一郎委員長 それが地方自治法上の根拠だと思います、議案として。決議案ですから。議員の職の辞任勧告も決議案で出せないことはないと思います。多分、ほとんどないと思うんですが、その辺の地方自治法上の私も含めて調べていかななくてはいけないと思っております。

笹木慶之副委員長 先ほど言ったとおりなんですけれども、例えば該当事案が出てきた場合に調査するという形の中で百条委員会なんか開きますよね。その中でしっかりした調査がされて結論が出されたら。その結論がもちろんこの地方自治法に抵触するというものではないということが前提なんです。議員の立場としての自らを律するということもあるし、非違たる行為があったと、紛らわしい行為があったとした場合、やはり政治倫理条例に照らし合わせて委員会が設置される。委員会の中で当然十分議論されて、その行為そのものがどうであるかということが、いわゆる正式の場で議員相互が判断するわけですよ。その結果がさっき言ったような1号、2号、3号、4号という形の中で妥当であろうというものに流れていくと言いますか。結局は、それが公平公正な議論の過程だと思うんです。だから、私はやっぱりその一定の流れの中でそういった審議期間を持ってそして決定していくという手法を採ったほうがいいんじゃないかということを申し上げているわけで、仮になくてもできるじゃないかということが発議としてやれんことはないと思いますけれど、やれますがただそのときには十分な議論がされた上でそれを出されている

かどうかというところに疑問符が付くというふうに思います。だから同じするんであれば、やはり議員の立場としてしっかり議論を重ねた上で、それが公正妥当であろうというところの置き所が政治倫理条例に求められているんじゃないかなと思うから言ったわけであって、そのところ一つ御理解いただきたいなというふうに思います。

大井淳一郎委員長 そのほかの委員のお考え、もしあれば。奥委員と河野委員は前回と同様、具体的措置については（４）まで入れるということで特に補足することはないですね。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。これも先ほど言いましたように議運ですので、本来であれば12月改正に向けて12月議会で改正案を上程したかったんですけど、議運でまとまらないことには始まらないところもありますし、これはなるべくいい在りようを考えたいと思います。高松委員も今日の議論を聞かれて、例えば（４）を落とすとか（３）を落とす、その辺はちょっと整合性は私も地方自治法との関連も重ねますが、その辺も含めて皆さんも含めて何か具体的措置について、これなら行けるよってということがもし見出せるものがあれば持ち帰っていただいて議論していただければと思います。よろしく願いいたします。それでは具体的措置については以上といたします。それでは会議の公開の規定ということです。これについて説明を受けております。4ページにあります（３）本市の条例改正案ということです。会議の公開が定めてありまして、その後に秘密会ということです。これについて出された意見をピックアップいたしますと、例えば、条は書いてないんですが第2項にあります会議の公開において、会長は必要があると認めるときは傍聴人に退場を命ずることができるという規定、これはのけたほうがいいんじゃないかと、議会基本条例との関係でのけたほうがいいんじゃないかという意見がありました。そしてもう一点、秘密会の第1項になります。審査会は出席議員の3分の2以上の多数議決で秘密会とすることができると書いてありますが、これも委員会条例との整合性からすると過半数でいいのではないかとといったことがあります。この3分の2となっているの、標準会議規則等によれば、

委員会条例については過半数だとは思いますが、ここはちょっとハードルを高くしているという他市の状況に鑑みてこのように定めたといった説明がありました。これについては過半数でいいんじゃないかという意見がありますが、皆さんと議論していきたいと思います。まず、会議の公開の第2項についてです。傍聴人に退場を命ずる場面なんてあるのかということですが、前回の議論では参考人が仮に出てきた場合に、傍聴人が参考人との関係で威圧的な感じで発言が抑制される場合を想定して、傍聴人に退場を命ずる場合が考えられるのではないかとということがあります。その場合には退場を命ずるんですけども会議は公開のまままで会議録には残ったままといった形を取られると思います。この第2号の傍聴人の退場を命ずることができるというのは、一体具体的に、前回出た議論に加えてもしほかにこういった場合にこの規定が適用されるのではないかとというのが事務局のほうであれば説明していただければと思いますが、もしなければ前回と同様ということになるとと思いますが、いかがでしょうか。

石田議会事務局次長 具体的なものは前回、今委員長も言われましたように参考人の発言の抑制という部分しか、ちょっと想定しておりません。

大井淳一郎委員長 そういったこと、本当に具体的に限られた場合であって、例えば議員が傍聴人との関係で威圧的に感じて、それで議員であり公的な立場なんで、それは議会人としてしっかり。それをもって退場とはできないということは前回でもあったところです。そうしたことを想定して標準会議規則等でもこういった規定が想定されているとは思いますが、そういった議論も前回ありましたが、この2項はそのまま残したほうがいいのではないかとと思うんですが、お考えをお聞かせいただければと思います。前回はちょっと削除したほうがいいんじゃないかってありましたので。

高松秀樹委員 この前申しましたように議会基本条例が基本だ思っています。

その趣旨に反するこの条項については削除すべきだと思います。もう一つの理由は、会長の恣意的な運用に陥りやすい可能性もあるんじゃないかなという気がしております。そういうことを踏まえて必要ないと思います。さらに、これを認めてしまうともちろん議会基本条例の精神からずれるんですが、請願審査も同様なことになるんじゃないのかなと。請願も参考人が来られますよね。そういう中で同じような運用は、僕はあり得ないというふうなことを考えて、整合性を取るためには削除と思います。

大井淳一郎委員長 議会基本条例が最高規範というか最も尊重すべき規範でということ、それと整合性を取れないんじゃないかという前回と変わらないという意見ですが、皆さんのほうで第2条については、やはり必要なのか取るべきなのか。これが委員会条例にも反映されますので大事なところだと思うんですが、いかがですか。今、高松委員はのけるべきではないかという意見に対して。

河野朋子委員 すごく悩ましい話で、原則は私も公開だと思うんですけど、そういったケースを想定した場合に必要となる可能性もあることを考えると、ちょっとそれを削除するとどうなるのかなというのもちょっと不安なところがあったり、今言われるように会場のそういう運営に影響があるようなことがあってもいけないし、今どちらというふうにはっきり言えない感じで悩ましいのが正直なところです。

笹木慶之副委員長 前回も申し上げたと思いますが、まず流れを考えてみたときに、前提として公開であるということはそのとおりだと思います。ただし、内容によれば一定の手続きを取って秘密会とすると。秘密会ということになると記録も議事録もないわけですよ。では、公開としたときに正常な議論ができない状況も考えられなくもない。そのことによっていわゆる参考人等の退席という形を取って正常な議論ができる状態に持っていくということは、個別の現象を一つ一つが挙げることは大変難し

い問題と思いますが、やはりそういう規定は入念に作っておくという手法を採っておかないと、右から左だけでは事が済まないような問題も、ややもすると出てくるんじゃないかなというふうに思います。したがって、こういう政治倫理条例というようなものを作るときには、あくまで前提は真に正常な運営がなされるということを前提で考えていくなれば、予測されるかもしれないような状態については、やはりそれに適応するような対応策を考えておいたほうがいいんじゃないかなと思います。ただ、先ほどこの会議の運営についての話がありましたが、それはやはり会議の運営中のほかの委員もおられるわけですから、会長の独壇場ということには私はならないと思いますし、またあつてはならない。ただ、原則はやはり公開ということはしっかり念頭に置きながらということを考えて、やっぱり入念規定として入れておくべきであろうと私は思います。

河崎平男委員 この項目で、参考人の発言を抑制するときというようなそういう場がやっぱこれ大事になってくると思うんですが、これに代わるものとして何かできるんですか。これがないとできないんですよね。（「秘密会」と呼ぶ者あり）

大井淳一郎委員長 そうですね。秘密会になると思います。その場合は記録には残らないです。参考人が出ましたと。傍聴人は特に声を出したり、有形力の行使はしていません。ただ、いるだけなんです、参考人と傍聴人との関係で威圧を受けた場合に発言が抑制される場面があるんじゃないか。その場合には傍聴人の退場を命ずることができるのではないかとというのが前回までの議論です。ですから、この規定をのけてしまうとそうした場合は退場できないということになりますので、どうするかということがあります。ちなみに裁判所においては、その場合には敷居みたいなのを作ってそういった人の顔が見えないような措置を取って発言をするというようなことがあったように思います。それをするかどうかは置いて、この第2条をどうするかということなんです、難しい問

題ですね。

河崎平男委員 これは必要な項目として置いておくということで正常なことになると思うんです、抑止というか。必要だなというふうにちょっと感じます。

高松秀樹委員 秘密会の記録について教えてもらえますか。記録がどうなのか。今、記録がないという話になっているですけど。

石田議会事務局次長 秘密会の記録については、その秘密が解除されるまでは公表しないということになります。

高松秀樹委員 つまり、記録はあるんです。秘密会の記録は公開しないんです。分かりますか。最初から取らないわけじゃないですよ。そこは結構重要なところだと思いますので。

石田議会事務局次長 これは会議規則の記載なのですが、秘密会の議事は何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならないという秘密の保持という面もあります。

高松秀樹委員 秘密会の記録又はそこであった内容について、秘密が秘密でなくなるまではもちろん漏らしてはいけないという規定です。しかし、議員傍聴はオーケーなんです、秘密会は。記録は取りますけれども、秘密のある間は公表しないということなんです、秘密会というのは。だから、全て秘密で全て水面下に入るって意味じゃないというのは御理解だけいただきたいと思います。

中村議会事務局議事係長 今の発言の補足をさせていただきますと、議員は傍聴だけではなく、他の議員、例えば委員会で秘密会にした場合、ほかの議員がいますよね。その議員同士であれば話しても問題はないというこ

とになります。ただ、そのときは、これは秘密会だから他言はしちやいかんよというところを念押しした上で、議員同士でその秘密会での情報を共有することは、最後それが議決に影響する場合がありますので、当然そういった情報共有は同じ市議会の議員同士であれば構わないという解釈です。

大井淳一郎委員長 確認です。情報公開をしてきた場合に、非公開となるのかそれとも不存在という形どちらになるんですか。

石田議会事務局次長 文書そのものが存在しておりますので、不存在というよりはやはり非公開という扱いになるかと思います。

河崎平男委員 この2については抑止、その場で何かあったらいけないということの抑止で、秘密会とは若干違うと思うんです。この2はね。そういう意味でちょっと今発言させてもらったんです。

高松秀樹委員 そこで問題になるのが、誰がそうやって判断してきちんと運用できるのかということになるんです。どういう判断をされると思います、委員長又は委員が、その傍聴を見られて、又は参考人の意見を聞いてという話になったときに、その線引きが非常に難しくなってくると思うんです。

河崎平男委員 言われるように線引きは難しいが、正常な審査ができない状態になれば、やはり委員と正常なものでないということで判断せんと難しいですよ。発言が抑制されるといけないということで考えております。

高松秀樹委員 この手の議論は深めるべきだと思っています。私が先ほどから言うのは、基本は議会基本条例なんです。原則公開をうたっている。それが基本でやっぱり物事は考えていく必要がある。それを考えると、この2というのは例外中の例外になってしまう可能性があるんで、これを

許すと今後いろんな条例がなし崩し的に変化してくるような気がしますので、そこは僕はこれを最後まで必要ないということを通したいと思っています。

大井淳一郎委員長 会長の判断の材料とすれば、少なくとも威圧的なあれを受ける参考人からの申出が必要だと思います。それから会長が独断で決めるわけにいかないの、少なくとも委員全員の。全員が望ましいでしょうね、この場合はね。本当に、高松委員が言われるように例外中の例外とあれば、全員か、その辺はちょっと僕も会長によっては判断が違うんだと思うので。その違うのが良くないんじゃないかというのが高松委員が言われていることなんで。これにつきましても、今いろいろと意見等が出ましたので、これも含めて。

高松秀樹委員 事務局にお聞きしたいんですが、傍聴規程がありますよね。傍聴規程がどうなっているかお知らせいただきたい。傍聴規程で対応できるんじゃないかと思えますけれども。

石田議会事務局次長 議会委員会傍聴規程によりますと、傍聴席に入ることができない者ということで第6条に規定があります。次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができきない。(1)危険物を携帯している者、(2)酒気を帯びていると認められる者、(3)ビラ、プラカード、旗、楽器等傍聴に必要でないと思えられる物品を持っている者、(4)前3号に定める者のほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者、です。その方は傍聴席に入ることができないという規定があります。

大井淳一郎委員長 便覧をお持ちの方は78ページということになりますが、第6条で書かれています。恐らく第4号にある、前3号に定める者のほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者というのに当たれば対応できるんじゃないかという高松委員の質問な

んじゃないのかと。

高松秀樹委員 今確認してみると、第6条の(4) 会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者について、一番最後の条文を見ると、第10条に傍聴人がこの規定に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる、と。つまり、これで運用すべきであって倫理条例の中に盛り込む必要はないということです。

大井淳一郎委員長 高松委員はそうおっしゃいますが、実は、さっきの、私が危惧しているのは、傍聴人が例えば何かこう大声を出したり何か有形力を行ったり、何かをちらつかせたりすればこれに当たるとは思いますが、ただ座っているだけで参考人との関係で威圧を感じる場合はこれに当たらないと思うんですね。これは解釈の問題なんで。確かにそういう想定外を想定しておくために入れていたというイメージがあるんですよ。高松委員の言われることはよく分かりますんで。

笹木慶之副委員長 委員長が言われたとおりなんですけど、先ほど言われたこと以外のケースで、例えば参考人だけしか分からないようなこともある場合があると思うんです。参考人から意見を聞こうとしたときに、傍聴人がおられて、実は二人の中でしか関係が分からないと。ところが、参考人が休憩を取って、実はこうこうで発言しづらいんですよとか、来ておられる人間が関係している者ですからとなった場合に、例えばですよ。それってじゃあどうするんですか。構わんから言ってくださいって言ったって言えないという現象が出てくれば、私は正常な運営を阻害するということがあります。もう1点は、公開というものの考え方です。今全部モニターで出ていますよね。出ているでしょう。そうすると傍聴人に退席してもらっても、モニターで見れば公開になっているわけです、傍聴人にとっては。と考えると、むしろ入念規定としてあらゆることを想定した中で念を入れて作っておくことのほうが、その場に当たったと

きの処し方がスムーズにいくんじゃないかなと思います。だから、決していたずらに使うということではないけれども、やっぱりあらゆることを想定した中で決まりというのは作っておかなくちゃならんと考えれば、やっぱりそういった、また今申し上げたようなこともあるやもしれませんので、ということを上申しているわけです。それ以外、ありません。

河崎平男委員 先ほど言われた傍聴規程、これについては審査会も全て準ずるということでいいんですね。

高松秀樹委員 審査会も議会の会議ですので、全部準ずるとに理解しています。

大井淳一郎委員長 ちょっと、全然今まで議論になかったことなんですが、この際に問題提起させていただきますが、政治倫理審査会ってウィキペディアで見ると、委員会的組織っていうふうになっております。河崎委員もこうやって言われるように、その準ずるのかどうかと確認されて、高松委員からそうだよということであったんですが、基本的にはそうだと思います。ただし、委員会そのものではないかなと思っています。何が言いたいかという、委員会は全部ネット中継をしておりましたが、前回あった政治倫理審査会におきましてもネット中継をしました。私はこの政治倫理審査会は委員会とイコールとしてネット中継するのはいかがなものかなっていう考えを今持っております。ユーチューブという世界に発信されるものであります。性質上、安易にネット中継していいのか。公開ですので議事録に残してしかるべきインターネット等には載るんで、それも全世界と言えればそれまでなんですけれども、その中継をすべきかどうかということを上申し訳ございません、新たな問題提起として、この会議の公開の在り方も含めて、皆さんいま一度検討していただければと思います。それでは、これについてもまた次回やりましょう。秘密会です。出席委員の3分の2以上ということがあります。私、余り気にはしてなかったんですけれども、高松委員が問題提起されたのを受けて、過半数でもいいんじゃないかということがあったんですが、これ

について皆さん、意見を聞かれて3分の2でいくべきなのか、言われれば委員会条例にそのまま従って過半数でいいじゃないかということがあります。皆さんのお考えを。高松委員は前回と同じ過半数というお考えですので、そのほかの委員の考えを聞こうかと思えます。難しいですね、会派の中で話し合っているわけではないので。

笹木慶之副委員長 この3分の2にした前提は何でしょうか。私もそのときいなかったのだから分かりませんが。

石田議会事務局次長 先ほど大井委員長が申しましたように、他市の例を倣って3分の2というふうにしております。

中村議会事務局次長 他市の例もありますが、ちなみに規定で言いますと本会議を秘密会にする場合は3分の2です。

笹木慶之副委員長 局長言われたように、確かにそのとおりなんです。だから、それから来たんでしょうね、委員会の場合も。としか来ようがないんですよ。だから他市と言うけど、他市も何かしら根拠があるわけですから、本会議の例に倣って委員会の秘密会についても、ハードルを上げたということでしょうね。それを、高松委員が言われるような考え方の中で本会議と委員会の取り方を変えていいかどうかというところですね、判断は。結果的にはそうなりますよね。

大井淳一郎委員長 先の議論とつながるんですが、会議の公開の例外ですので、その例外というのはあくまでもハードルは上げておく必要があるのではないかと。過半数で秘密会にするってことは良くないのではないかと。この配慮もあろうかと思えます。そのほかの委員の皆さんの考えを聞こうかと思えますが、難しくなってきましたね。

高松秀樹委員 事はだんだん深みにはまってきたんですけど、恐らくこれも

含めて議論するのは委員長が言われた倫理審査会の位置付け、これが一番の根本になってくると思うんですが、これによって考えていく必要がある。単純にこの今の多数議決だけを取ると委員会条例にのっとなってこれは過半数議決であるべきだという話になります。でも、これは委員会と全く一緒の考えでいいのかっていうことになると思うんですが、実はその話は今日初めて出た話で、今後これを深めていく必要があるなということを考えると、ちょっと時間が掛かりそうだなという気がしています。以上です。

大井淳一郎委員長 議論するのはいいことです。私も余り、この案を出されたときは、いいんじゃないのってそんな感じだったんですけど、これこそ議会の言論の府の醍醐味かなと思っております。これも含めまして、皆さんこの倫理審査会の位置付けに立ち返って時間掛けてやっていきたい。そういう悪い意味じゃなくてきちっと議論していきたいと思えます。それでは、政治倫理条例の改正については以上といたします。また今後、次の議運で引き続き議論していきたいと思えます。以上です。それでは、その他ですが、資料1に基づいてです。

中村議会事務局議事係長 それでは、その他で資料1を添付しております。平成31年3月定例会の日程案をお示ししております。執行部にも一応案を提示して、一応この案で了承をいただいております。順に説明をします。2月13日水曜日が告示、14日木曜日が議運となります。週が明けて20日水曜日が本会議初日を予定しております。21日木曜日は休会。申し合わせ上は休会になっておりますが、併せてこの日は一般質問通告締切りと議会運営委員会、代表質問通告締切りもこの日の16時になろうかと思えます。これは、去年の3月のときに通告書の様式を変えまして、前までは通告書と要旨を別で出していたと思うんですが、一括で16時になっておろうかと思えます。申し合わせ事項の変更をそのときにしていなかったかもしれませんが、資料でお出ししておったかと思えます。22日金曜日と25日月曜日は、平成30年度に係る2委員会及び分科

会の同時開催を予定しています。26日火曜日は委員会予備日としております。27日水曜日は代表質問を予定しています。現在6会派ありますが、この1日で予定しています。28日木曜日、3月1日金曜日、4日月曜日、5日火曜日は一般質問を予定しています。6日水曜日は平成30年度分の一般会計予算決算常任委員会全体会を行い、委員会終了後に本会議、終了後に平成31年度分の一般会計予算決算常任委員会全体会を行う予定としております。7日木曜日、8日金曜日、11日月曜日、12日火曜日は、平成31年度に係る2委員会及び分科会の同時開催を予定しています。13日水曜日、14日木曜日は委員会予備日としております。15日金曜日、18日月曜日を休会、19日火曜日は一般会計予算決算常任委員会全体会を予定しています。20日水曜日は議事整理による休会、21日木曜日の祝日を挟み、22日金曜日も議事整理により休会となり、週が明けて25日月曜日を本会議最終日という流れを予定しています。以上です。

大井淳一郎委員長　ただいま事務局から報告がありました。詳細につきましては直前にならないとどのようにするかは決められませんが、大枠はこのような形になっておりますが、よろしいですか。

笹木慶之副委員長　毎年思うんですが、代表質問の通告なんです。通告締切りは21日の16時ということでこれはいいんですけど、要はその市長の所信表明、これがいつ議員の手元に届くかによって、準備行為ができないというか。聞き取りが翌日なんです。ところが聞き取りのときにはもう通告してしまっているんで、その時間が、例えば今年は1日ぐらいしなかったと思うんです。だから、代表質問を有効的なものにするということを考えれば、代表質問はもちろん施政方針の中からはできませんので、結び付けはどのようにもできるとは思うんだけど、とは言いながらやっぱり限定されてきますから、できるだけ早くそれについては頂きたいというのが本音なんです。事務局としてお答えしづらいと思いますが、どうなんですか。

石田議会事務局次長　ちょっと事務局としては、今副委員長がおっしゃられましたようにお答えしづらい面がありますが、今の現状執行部のほうでこの施政方針を出すのがもうぎりぎりの状態で、議案説明もそうなんです。現状これを早くお渡しするというのは執行部サイドとしては難しいのではないかというふうに思っております。

大井淳一郎委員長　よく言われるに、大体初日にテーブルの上に置いてあり、初めて見る。私は早く行ってこそっと見たりするんですけど、それがやっとなですね。だから、施政方針に沿って代表質問をする関係上、早く見ておきたいというのがあります。最近、予算調整方針というのがあるからはじめ公開されていますが、あれだけじゃ分からないですよ。選択と集中しか書いておらず、それだけではなかなか質問できないので。これを、実現するかどうか分かりませんが、議会運営委員会の総意としてより良い代表質問にするためにも、施政方針をなるべく早く出したいということをお願いしたいと思うんですが、議運の委員の皆さんの総意としてそのことを申し出てもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのようにさせていただきます。よろしいですか。

河崎平男委員　この日程表の中で、中学の卒業式が土曜日となっています。普通、ウィークデーというか普段の日なんだけど、土曜日になっていますね。

中村議会事務局議事係長　私ももちろんちょっと疑問には思ったんですが、教育総務課にきちんと確認をしまして、平成31年3月9日土曜日が中学校の卒業式ということで確認はしております。ただ、理由まではちょっと済みませんが聞いておりません。

高松秀樹委員　代表質問なんですけれど、これは改選前に始まっていると思うんですけど、そもそも代表質問を導入した経緯はどういうことですか。

そもそもの話なんですけれど、代表質問と一般質問って、もちろん言葉では分かっているんですけど、今どのように違っているのかなと思って。それが非常にまあ言い方を悪くすれば、22人の市議会で代表質問って、果たして必要なのかなとか思ったりしていたんで、そこは疑問なんでその疑問に対してちょっと答えていただければと思います。

石田議会事務局次長 きちんとした答えはできないわけなんですけど、まずは御存じの通り代表質問は会派単位、会派から一人質問に立つと。基本的には先ほど副委員長が言われましたように施政方針、一般質問とは違うのはそのやはり大きい翌年度の市の政策について大局的な、一般質問も大局的な部分ではあろうかと思うんですけどより大局的な部分、また会派としての考え方を問うというような点が異なっているのではないかとこのように認識しております。

高松秀樹委員 一般的にはそうだと思うんですけど、代表質問って今は60分ですよ。一般質問は70分ですよ。一般質問で施政方針について大局的な質問もオーケーなんです。そうするとどこに違いがあるのかなって思ったりしながら、私のイメージでは代表質問というのは40人も50人もおる議会で大きな会派があって、そしてその中でいわゆる会期って限られているから代表質問をすることによって、施政方針をただしていこうという気がするんですけど、うちの3月のを見ていると、一般質問でもそこに入っていかれたりして、会派の色もなかなか出てなかったりして、まあ一緒なのかなという気がして、される方は「いや、違う」って言われると思うんですけど、そこでその必要性を僕は非常に疑問視しておって、今回はもちろんこのままでいいんですけど、私らの会派もこれどうなのって話があるので、是非やっぱり議会の活性化のためにはここをどうしていくのかと。格好ばかりで駄目なんです。格好いいです、代表質問をうちはやっていますって。格好いいんですけど中身見てそうでなかったりすると、これは全然問題になってくるので、そこは今後ちょっと議論の余地があるのかなと思っています。

大井淳一郎委員長 具体的に形式論で対象が違うとか、時間で統括方式を取っているとかあります。高松委員の言われるのは、本当正にこれが一般の市民感覚で、私も市民から「一緒やん」ってよく言われるので、だからこれをどうやって払拭、変えていくかというのは非常に僕も悩ましく感じております。高松委員の言われるように、今回はこの6会派でやっていきますけれども、その中で出た課題を極力出して、次、存続するかどうかも含めて代表質問の在り方についても考えていくべきではないかなと思っております。そのほか、皆さんのほうで何かありますか。

笹木慶之副委員長 言われた部分は分かりますが、私はやっぱり会派の在り方だと思います。会派の中でしっかり議論して会派の意見をまとめて出すということが、まず1点。2点目は、特に施政方針ですから市としての進め方の問題であるとかいうことで。細かい部品の問題を触るんではなしに政策的なものについての考え方をただしていくということで、それもやっぱり会派の中で取り決めておってダブらん形で調整すれば、私は、ある程度はできるんじゃないかなと思います。とは言いながら、代表質問をどんどんやるということを行っているわけではありません。決まっている中でうまく活用するとすれば、政策的なものについてはやっぱりその部分で触れていきながら、そして個別案件の問題については一般質問で、特に3月は注意しながらやっていくということが必要ではないかなというふうに思います。ですから、少しでも早く頂きたいというのが、協議する時間がないんですよ。協議がなかったら「お前、任せるよ」というふうなことになるので、代表質問という性格から外れていくということがありますので、執行部にきちんと伝えていただきたいと申し上げたわけですね。

大井淳一郎委員長 他市の状況を見てみますと、宇部市は大体30分とか40分とか短目なんですけれども、この代表質問になると実は90分とか120分、これを一人でやられます。内容も施政方針に限らず大綱にわた

るんですが、えてしてほかの会派同士でかぶることも多くて、これ宇部市さんに限ったことではないんですけれども、どうしても重複ということは避けられません。周南市におかれましては、代表質問した後に同じ会派の人間が関連質問ということで、その最初にした人をフォローするような形で、それによって会派同士の戦いではないんですけれども、会派というチームチームでやるという意識を見せるところもあります。ですので、なかなかのこの代表質問の在り方はどうすれば良くなるのかということも今回やってみて検証しながら、在り方について考えていきたいと思えます。その他ですが、ほかに皆さんの方で。

中村議会事務局長 今日午前中なんですが、民生福祉常任委員会がございまして、議案第102号斎場条例の一部を改正する条例が継続審査になりました。ということで、議事日程に追加する必要があります。先ほど終わったばかりでちょっと事務処理がまだできてないんですが、民生福祉常任委員長のほうから議長に対して、この議案について継続審査したいという申出が出てまいります。そうしますと議事日程に追加する必要がありますので、本会議の最終日となる明後日、本会議開催前に議運でもう一度確認していただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。その際ですが、多分、本会議が全て終わって一番最後に入れるようになろうかと思いますが、多数決で決まりましたので通常は起立採決という形になりますが、継続については継続したいという申出だけですので、そういった経緯は分かりませんので、採決に当たってはいわゆる簡易表決、いわゆる、議長が「御異議ありますか」というような形での採決になりますので、その辺りは御承知置きをよろしくお願いたします。

大井淳一郎委員長 久しぶりに継続があったんですが、継続について議長が諮られますので、これに異議がある方は異議ありと行っていただいて、その後起立採決という流れになるかと思えます。それを皆さん持ち帰っていただきたいのと、日程追加のことが本会議最終日の9時15分か9時

か分かんないですけど、その辺はまた。

中村議会事務局長 詳細が決まりましたら、御連絡いたします。

大井淳一郎委員長 承知しました。その辺があるということ、皆さんよろしくをお願いいたします。そのほか、よろしいですか。

笹木慶之副委員長 その他ということで、2点ほど皆様方にお諮りしますが、この12月議会の中でのことについてということで、誰がどうだこうだということを行っているわけではありませんが、今後の問題として一つどうあるべきかということ、投げ掛けておきたいと思います。まず1点は、請願に対する取扱いの問題です。今回、請願が出ておまして、それぞれの委員会を開催して審議をいたしました。本会議議決がまだ行われておりませんが、その中の一般質問の中でそれに関連した事項が多々出てまいりました。これって果たしていいのかなということ、結論的な、今後の議会運営に支障が出てくるようなこともあるかもしれない、ないかもしれない。それは分かりませんが、やはりこれは慎むべき事項ではないかなという気がしましたが、いかがでしょうかということが1点です。あともう1点は、今回から一問一答方式ということで一般質問の方式を変えたわけですが、これは一問一答ということだけに限定するのではなしに、やはり通告外の質問というのが多々ありました。勢い余ってという部分が時にはありますが、ただ項目立ってやるというのは、これは明らかにルール違反であるというふうに思います。この辺りについては、大変微妙なことがあります、まず原則的にやっぱり配慮すべき事項ではないかということと、ここに議長がおられますが、議長には大変に申し訳ないけれども、やっぱり議場の采配をきちんとしていただかないと、ある人のときには言っている人のときに言わないというのは、これは意識的にされたわけじゃないんだらうけれども、結果論としてそういうことにもなりかねないということがありますので、一応この場をかりて、そういったことについて自らも反省をしながらこれ

からの議会運営をスムーズにするということで意見を申し上げておきたいということです。

小野泰議長 今、一般質問の件について笹木副委員長から御指摘がありました。一般質問については、今までの分割質問・分割答弁ということでやっておりまして、この12月から一問一答方式も加えて2方式でどちらを選んでやるかということで行いました。私としては、通告された課題といえますか、その中での思いの全てを議員の皆さん方には言っていたきたいと思いますと思いますが、そうは言いましても制約もありまして、質問内容の範囲を超えているかどうかということのを常に聞きながらやっておりまして、少し道が逸れたかなというのがあれば、局長とも相談しながら修正をしていただくということを心掛けながらやっておりますので、更にそれはそれとして進めていきたいと思っています。それから、請願の本会議での採択あるいは不採択、そういうことで結論が出ておらないということについては、これはこれからこういったこともあると思いますので、できればこういう請願に係る質問が出た場合どうするかというのは、議運で揉んでいただいて結論を出していただくのがいいのかなというふうに思います。そういうことでお願いします。

大井淳一郎委員長 笹木副委員長から2点指摘があつて、議長からお考えをいただきました。通告外については議事整理権で議長のほうで采配していただければと思います。請願審査中におけるそれに関連する質問、これについて通告時においては、私たち議会運営委員会に上がってきますので、その通告内容を見て請願審査中との兼ね合いで抵触すると思われるものについては調整していくことができます。質問中に出てきたものに対しては、議長の議事整理権で対応していただくということになろうと思いますので、できればないほうがいいんですが、もしそういうことがあれば議会運営委員会のほうで対応することはあるということをお皆さん御承知置きいただければと思います。以上です。

高松秀樹委員 先ほどの民福の話なんですけれど、本会議運営について教えていただきたいんですが、継続審査を諮って反対多数、つまり認められない場合はその後どうなるのでしょうか。

石田議会事務局次長 まず議運を開いて御協議いただくことになろうかと思えます。そして考え方といいますか会議規則によりますと、基本的には継続審査が否決されるということになりますとその会期中に委員会で結論を出しなさいという意思表示になりますので、委員会を開いて採決に努めると。その場合、本会議において期日を定めて、この日までに結論を出しなさいと。そしてその期限が来ても結論が出ていなければ、本会議で議決を経て、その案件を本会議で直接審査することができるというやり方もございます。ただ今回、最終日に継続審査の決定をしますので、そのようなやり方をしようとすれば、会期の延長を行ったりというような必要が出てまいります。今回の場合、会期延長となるということになります。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

大井淳一郎委員長 そのほか、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、以上をもちまして第29回議会運営委員会を閉じます。皆さんお疲れ様でした。

午後2時26分 散会

平成30年（2018年）12月19日

議会運営委員長 大井 淳一郎